

新型コロナウイルス感染症によりご契約者が影響を受けられた場合の 自賠責共済の取扱いに係る特別措置について（更新）

国土交通省より新型コロナウイルス感染症対策として、自動車検査証の有効期間が延長される特別措置が公示されました。

〈令和2年5月8日公示〉

[自動車検査証の有効期間を延長します～新型コロナウイルス感染症対策～](#) 

（国土交通省ホームページ）

〈令和2年4月16日公示〉

[自動車検査証の有効期間を延長します～新型コロナウイルス感染症対策～](#) 

（国土交通省ホームページ）

〈令和2年4月7日公示〉

[自動車検査証の有効期間を延長します～新型コロナウイルス感染症対策～](#) 

（国土交通省ホームページ）

〈令和2年2月28日公示〉

[自動車検査証の有効期間を延長します～新型コロナウイルス感染症対策～](#) 

（国土交通省ホームページ）

これに伴い自賠責共済における特別措置を以下のとおり適用します。

I. 特別措置の適用地域（自動車検査証の「使用の本拠の所在地」）

全国（7都府県を除く）

7都府県（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、大阪府、兵庫県、福岡県）

II. 特別措置の内容

（1）継続契約の締結手続き猶予

【検査対象車】

自動車検査証記載の有効期間の満了日が2020年2月28日から2020年6月30日まで（※1）（※2）の自動車に付保された共済契約であり、2020年2月28日から2020年7月1日までに共済期間の終期が到来する共済契約については、同一車両に係る継続契約の締結手続きを、2020年7月1日を限度として、これを猶予いたします。

※1 <7都府県>

自動車検査証記載の有効期間の満了日が2020年4月1日から2020年4月7日までに到来するものは除きます。（継続契約の締結手続き猶予の適

用対象外)

<全国（7都府県を除く）>

自動車検査証記載の有効期間の満了日が2020年4月1日から2020年4月16日までに到来するものは除きます。（継続契約の締結手続き猶予の適用対象外）

※2 自動車検査証記載の有効期間の伸長の適用可否については運輸支局にご確認をお願いします。

【検査対象外車】

2020年2月28日から2020年7月1日までに共済期間の終期が到来する共済契約については、同一車両に係る継続契約の締結手続を、2020年7月1日を限度としてこれを猶予いたします。

（2）継続契約の共済掛金払込みの猶予

〔全国（7都府県を含む）〕

2020年2月28日から6ヵ月後の末日（2020年8月31日）までに契約者が払込むべき継続契約の共済掛金の払込みについては、6ヵ月後の末日（2020年8月31日）を限度としてこれを猶予いたします。

（注）<7都府県>

自動車検査証記載の有効期間の満了日が2020年4月1日から2020年4月7日までに到来するものは除きます。（継続契約の共済掛金払込猶予の適用対象外）

<全国（7都府県を除く）>

自動車検査証記載の有効期間の満了日が2020年4月1日から2020年4月16日までに到来するものは除きます。（継続契約の共済掛金払込猶予の適用対象外）

本特別措置の適用をご希望の方は、ご契約の共済代理所または当組合の窓口（最寄りの支部・支局）までお問い合わせください。